

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」

から

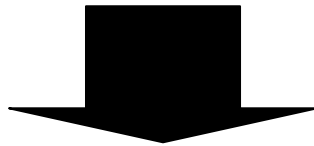
「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」

に改正された経緯について

東南海・南海地震による災害から国民の生命・身体及び財産を保護するため、平成 14 年 7 月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定されました。しかしながら、東海地震が発生していない現状を鑑み、科学的な知見を踏まえて、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時発生することを想定した対策の必要性が高まっていました。こうした状況の中、平成 23 年 3 月東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。こうした経緯から、大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合に、ハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成 25 年 11 月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法から南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「南海トラフ法」という。)に改正され、同年 12 月に施行されました。

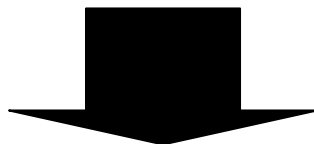
南海トラフ地震防災対策推進地域の指定 (南海トラフ法第 3 条)

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域 (推進地域) を、内閣総理大臣が指定しました。



南海トラフ地震防災対策基本計画の作成 (南海トラフ法第 4 条)

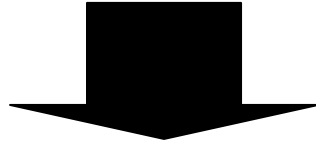
推進地域の指定に伴い、中央防災会議が南海トラフ地震防災対策計画 (対策計画) の基本となる事項等について定めた南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (基本計画) を作成しました。



対策計画（南海トラフ法第7条）

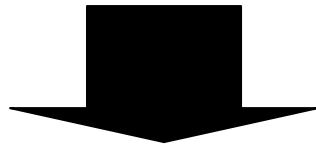
推進地域内に存する事業所等は津波に関する防災対策を講ずべき者として、対策計画を作成しなければならないとされています。

（防災対策を講ずべき者については基本計画第6章第1節参照）



対策計画の特例（南海トラフ法第8条）

消防計画、予防規程、危害予防規程等において※南海トラフ地震防災規程を各所管法律に基づき定めた場合は特例として対策計画を策定したとみなされます。



消防計画・予防規程・危害予防規程に南海トラフ地震防災規程を定め、それぞれ、変更の届出や変更認可申請を行っていただく必要があります。

※南海トラフ地震防災規程とは、南海トラフ地震の発生に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めたもの。

（参 考）

ご覧になりたい関係法令等の名称をクリックされると詳細がご覧いただけます。

■[南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法](#)

■[南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令](#)

■[南海トラフ地震防災対策推進基本計画](#)

■[内閣府関連ページ](#)